

委員会名(予算決算常任委員会)

常任委員会活動 評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・委員間討議の充実に向けて、今後、議論を深めていく工夫が必要である。
- ・「みんなつくる予算」導入にあわせて、県外調査で東京都の事例を調査するとともに、参考人を招き、住民参加型予算の海外の事例等の情報を得たうえで、県の取組をしっかりと調査することができた。
- ・9月補正予算や2月補正予算については迅速に審査、採決を行い、適切に対応することができた。
- ・「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の策定にあたり、鎌倉市の事例を現地調査したうえで、SDGsの視点からしっかりと調査を行った。また、予算決算の立場から知事に対して要望することができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|---|--|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討議を積極的に進めよう努めます。また、効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長委嘱の開催をはじめとした委員会間の情報共有、調整及び連合審査会の活用に努めます。 | 議員間討議の機会を十分に確保されていますか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 | 3.3 |
| 2 | 年間活動計画 | 効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会ですべて十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものですか。 年間活動計画に沿って委員会活動をいたしましたか。 | 3.9 |
| 3 | 重点調査項目 | 県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目の設定に当たって、委員会ですべて十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものですか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 | |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。 | 県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.1 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調整方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 | 当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.7 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ調査・審査を行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.9 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | |

○基本方針 ～開かれた議会運営の表現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|---|--|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.2 |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願望の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要 求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願望の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経 過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | |

委員会名(総務地域連携常任委員会)

常任委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- 1 公文書管理条例については、委員間討議を活発に行い、しっかりと調査・審査することができた。
- ・ 県内調査については、重点調査項目に沿って調査し、委員会の調査にも活かすことができた。
- また、県外調査では、県内でも課題である交通空白地対策としてのライドシェアの取組について調査できたことがよかった。
- ・ 南部地域を始めとする人口減少対策については、成果が不十分な部分もあり、今後も引き続き重点的に調査する必要があると考える。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|---|--|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会審議の開催をはじめとした委員会間の情報共有、質疑及び連合審査会の活用を努めます。 | 議員間討議の機会には十分に確保されていますか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合憲形成を図るよう努めましたか。 | 3.9 |
| 2 | 年間活動計画 | 効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動をいたしましたか。 | 4.0 |
| 3 | 重点調査項目 | 県政で課題となっている項目など、年間を通して特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 | 4.0 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。 | 県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.4 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 | 当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.9 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.8 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.8 |

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|--|--|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 | - |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるとともに、国等に対し意見書を提出するなどの、議決として議会の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の議会の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | 3.6 |

常任委員会活動 評価総括表

委員会名 (戦略企画雇用経済常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ 総合計画のポリシーが充実した中で、ポイントを絞り込んで効率よく委員会の中で審議していくことができた。
- ・ 総合計画に係る審査・調査という点で、広聴広報の充実について、委員会の中で出された意見が反映された。
- ・ 議員間討議は無理に行うものでもないが、今後の課題として残るテーマである。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|--|---|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に進めよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有、調整及び連合審査会の活用を努めます。 | 議員間討議の機会には十分に確保されていますか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 | 3.1 |
| 2 | 年間活動計画 | 効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものですか。 年間活動計画に沿って委員会活動をしましたか。 | 3.8 |
| 3 | 重点調査項目 | 県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行う必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものですか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 | 3.8 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めず。 | 県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.4 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算については、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算配分方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 | 当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.8 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及び「みえ県民ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 4.0 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議案が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.7 |

○基本方針～開かれた議会運営の表現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|---|--|-----|
| 1 | 参事人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参事人の招致や公職員の関与を行います。 | 必要に応じて、参事人招致や公職員の実施について協議を行いましたか。 参事人招致や公職員の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 | - |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、請願者から意見を伺います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対してその処理の経過及び結果の報告を求め、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願望の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参事人招致など)。 採択した請願の願望の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | - |

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(環境生活農林水産常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ CSF対策や土砂案例など、必要な時期に必要な現地調査や関係者への聴き取りを行うことができ、委員会活動として充実したものであった。
- ・ 県内外調査は大変勉強になり、その後の議論に生かすことができた。県産材利用に関する調査は、議会での検討会設置にもつながる調査であった。
- ・ 成果レポート等さまざまな申し入れを行うに当たり、委員会の議論をしっかりと盛り込むことができた。
- ・ 委員それぞれが活発に発言を行ったことにより、執行部とも充実した議論ができた。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の職務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|---|---|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に進めよう努めます。 また、効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員定数議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。 | 議員間討議の機会は十分に確保されています。 議員間討議の機会を十分に活用しました。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めました。 年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いました。 年間活動計画の内容は適切なものでした。 年間活動計画に沿って委員会活動をしました。 | 4.5 |
| 2 | 年間活動計画 | 効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いました。 重点調査項目の内容は適切なものでした。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いました。 | 4.3 |
| 3 | 重点調査項目 | 果敢で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 県内外調査の調査先は適切でした。 調査先で十分な調査を実施しました。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しました。 当初予算について十分な調査・審査を行いました。 | 4.4 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。 | 県内外調査の調査先は適切でした。 調査先で十分な調査を実施しました。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しました。 当初予算について十分な調査・審査を行いました。 | 4.4 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調整方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 | 当初予算について十分な調査・審査を行いました。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しました。 総合計画等について十分な調査・審査を行いました。 | 3.5 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及び「みえ県民カピジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いました。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しました。 | 3.8 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議院が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いました。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しました。 | 4.6 |

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を行うとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|---|--|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いました。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しました。 | --- |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、随時かつ慎重に審査を行います。また、招致した請願については、必要に応じて、知事等に対してその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対して意見書を提出するなど、議会として願望の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しました(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の実現に向けて、具体的な取組を行いました(知事等に対する経路報告等の要求、知事等への申し入れ、議員書の提出など) | 3.4 |

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

常任委員会活動評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ 計画改訂等が多かったが、県内外調査や参考人招致で得られた知見を活かし、また予備日も使いながら、十分に審査・調査することができた。
- ・ 児童虐待防止という課題の多い事象に対し、参考人招致や県外調査という手法を用いることで、より詳細に調査することができた。
- ・ 地域福祉支援計画の策定に伴い、特に課題として取り上げたひきこもり支援について、重点的に調査することができた。
- ・ 今年度は子ども・福祉部所管の計画改訂等が非常に多く、各部署の調査時間に大きな差が生じたため、状況に応じて開催順序を検討する等の対応も必要である。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|---|--|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有、調整及び連合審査会の活用に努めます。 | 議員間討議の機会は十分に確保されていますか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 | 3.6 |
| 2 | 年間活動計画 | 効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 | 4.6 |
| 3 | 重点調査項目 | 県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 | 5.0 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。 | 県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.9 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 | 当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 4.0 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ調査・審査を行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 4.1 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議案が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 4.1 |

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|---|--|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.4 |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願望の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の議案の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | 4.0 |

委員会名(防災県土整備企業常任委員会)

常任委員会活動 評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ 県内外調査について、視察先の現状等を十分に把握でき、大変充実した調査となった。また、委員会での議論だけでなく、現場に行くことの大切さも感じた。
- ・ 入札制度の改善等に向け、委員会としても、引き続き、調査・研究するとともに、委員会から改善案を提案することも大切である。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|---|--|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討議を積極的に進めよう努めます。また、効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。 | 議員討議の機会には十分に確保されていますか。 議員討議の機会を十分に活用しましたか。 議員討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 | 3.3 |
| 2 | 年間活動計画 | 効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動をを行いましたか。 | 3.7 |
| 3 | 重点調査項目 | 県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 | 3.6 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めま | 県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.6 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 | 当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.7 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.7 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を異なれ、基本内には所管の常任委員会や調査・審査を行います。議会の議決対象となつていない計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議案が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.4 |

○基本方針～開かれた議会運営の表現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|--|--|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見とその後の調査・審査に活用しましたか。 | - |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対してその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願望の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたが(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願望の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | |

常任委員会活動 評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ 現場での体験や先進的な事例について県内外調査を行ったことで、所管する事業の重要性を認識して議論することができた。
- ・ 委員会で議論したこと、来年度に実施する事業の取組につなげることができた。
- ・ 連合審査会を開催して関連する他の委員会と連携することができた。
- ・ 郵局をまたぐ事項について関連部局同席の申し入れを行い、審議の活性化を図る環境を整えることができた。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------------|---|--|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。 | 議員間討議の機会を十分に確保されていきましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 | 3.4 |
| 2 | 年間活動計画 | 効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 | 3.8 |
| 3 | 重点調査項目 | 果敢で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 年間活動計画に沿って委員会活動をを行いましたか。 重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 | 3.8 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 県内外調査の調査先は適切でしたか。 | 4.3 |
| 5 | 当初予算に係る調査・審査 | 「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算については、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 | 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 | 3.6 |
| 6 | 総合計画に係る調査・審査 | 総合計画及びびみえ県民カビジョン・行動計画の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。 | 総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.6 |
| 7 | 個別の行政計画に係る調査・審査 | 個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。 | 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 | 3.5 |

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を行うことにも、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|---|---|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見とその後の調査・審査に活用しましたか。 | — |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願望の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | 3.3 |

特別委員会名(外国人労働者支援調査特別委員会)

特別委員会活動 評価総括表

1 特別委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・ 委員間討議の機会が十分に確保され、委員それぞれの立場から活発に討議ができて良かった。
- ・ 各回ごとに論点が整理されており、意見を集約するに当たり有効な進行であった。
- ・ 参考人招致や県外調査の相手方、調査内容については、ひとつひとつが有効なものであった。

2 特別委員会の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|--|--|-----|
| 1 | 委員会審議の活性化 | 議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。 | 議員間討議の機会が十分に確保されていきましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 | 4.7 |
| 2 | 年間活動計画 | 効果的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。 | 年間活動計画の策定に当たって、委員会ですら十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 | 4.3 |
| 3 | 重点調査項目 | 県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。 | 重点調査項目の設定に当たって、委員会ですら十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 | 4.4 |
| 4 | 県内外調査 | 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。 | 県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.0 |

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 番号 | 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|----|-----------|--|--|-----|
| 1 | 参考人制度等の活用 | 県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。 | 必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 | 4.7 |
| 2 | 請願への対応 | 受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対してその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。 | 請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など) | |

議会広聴広報活動 評価総括表

1 議会広聴広報活動の振り返り(広聴広報会議での討議の結果概要を記載する)

- ・より効果的な広報活動を推進していくため、広報媒体の活用については、回数や部数、その媒体の特性なども含めて、費用対効果を考慮した議論をしていくことが必要。
- ・「みえ県議会出前講座」では、子どもたちがいかに伝えるかという工夫が必要であり、他の委員のノウハウを共有し、高めあう仕組みが必要。
- ・「みえ現場de県議会」のテーマの公募は大変良かった。県民の関心の高いテーマを掲げること、議論の活性化だけでなく、県議会への関心を高めることにもつながった。
- ・「みえ現場de県議会」のテーマは、次もまた公募するというのではなく、今回のテーマをさらに深掘りすると、こちらから、複数の選択肢を提示し県民に投票いただくなどの工夫も必要。
- ・県民の皆さんに県議会を身近に感じていただけたらという、県民からの要望等が議会などで取り上げられ、施策に反映されたのがわかるような情報の発信についても検討が必要。

2 広聴広報会議(委員)の平均点

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに随ひ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

| 評価対象取組 | 取組の方向 | 評価の視点 | 平均点 |
|------------------|---|---|-----|
| ① 広聴広報会議の開催 | 県民が参加しやすい開かれた議会運営を要する上で重要となる広聴広報のより効果的な取組について協議・調整するため、広聴広報会議を月1回程度開催します。 | 広聴広報活動の効果的な実施に向け、広聴広報会議で充実した議論が行われましたか。 会議の結果は各委員の合意したものとなるよう議論は十分重ねられましたか。 | 3.6 |
| ② 議会広聴広報計画の策定 | 効果的かつ効果的な広聴広報活動を実施するため、1年間の活動計画である議会広聴広報計画を、広聴広報会議で策定し、進捗管理を行います。 | 議会広聴広報計画の策定にあたって、広聴広報会議で十分に議論を行いましたか。 議会広聴広報計画の内容は適切なものでしたか。 議会広聴広報計画の進捗管理を行うとともに、実績を振り返り、次の計画への反映が行われましたか。 | 3.3 |
| ③ 会議の公開 | 開かれた議会運営に資するため、次の会議を原則として公開し、さまざまな媒体を活用して県民が議会活動の情報を入手できるように努めます。 ・本会議・常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・代表者会議・全員協議会・議案聴取会・委員長会議・広聴広報会議・各派世話人会・災害対策会議・議会改革推進会議 | 会議は適切に公開で実施されましたか。 TV中継やネット中継をはじめ、県民がいつでもその情報を入手できるよう録画や会議録が適切に公開されましたか。 | 3.8 |
| ④ 各種媒体による広報 | 議会活動の情報を広く県民にわかりやすく提供するため、様々な媒体を利用した情報発信を行います。 ・みえ県議会ホームページ ・三重県議会Facebookページ ・三重県議会ホームページ ・三重県議会新聞(年2回) | 各種媒体を活用した広報は効果的で適切でしたか。 それぞれの媒体の特性を生かし、県民にとってわかりやすい情報発信ができましたか。 各種媒体を活用した広報に対する県民の意見を把握する仕組みは適切ですか。 得られた県民意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。 | 3.4 |
| ⑤ 「みえ県議会出前講座」の実施 | 地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受け、児童、生徒、学生に対して、広聴広報会議委員が三重県議会の仕組み等について説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を実施します。 | 「みえ県議会出前講座」の実施方法は適切でしたか。 説明の内容は、児童、生徒、学生にとってわかりやすいものでしたか。 学校や児童、生徒、学生の意見や満足度を把握する仕組みは適切ですか。 得られた意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。 | 3.6 |
| ⑥ 「みえ現場de県議会」の開催 | 多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等テーマを設定して、関係団体や県民に広く参加を呼び掛ける「みえ現場de県議会」を開催します。 開催後、広聴広報会議からテーマに関連する委員会等に対し、県民等からいただいた意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。 | 「みえ現場de県議会」のテーマは適切でしたか。 テーマに沿って適切な場所で適切な対象者と初果的な議論がなされましたか。 参加者の意見や満足度を把握する仕組みは適切ですか。 得られた意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。 「みえ高校生県議会」の実施時期、実施方法は適切でしたか。 高校生の質問や提案の内容が深まるような工夫は十分されていましたか。 参加者の意見や満足度を把握する仕組みは適切ですか。 得られた意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 | 3.8 |
| ⑦ 「みえ高校生県議会」の開催 | 高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。 開催後、広聴広報会議から高校生からの質問事項に関連する委員会等に、高校生の意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。 | 広聴活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。 | |